特別支援学校の学校看護師はどんなことをしているの？

○学校看護師とは

主治医の指示により、県立特別支援学校に通学する幼児児童生徒（以下「児童等」とする）の医療的ケア(喀痰吸引、経管栄養等)を行い、子どもたちが安心して学校教育を受けられるよう支援します。

また、校内・校外の会議や研修等に出席し、知識・技術を向上させる等、県立特別支援学校の医療的ケアの推進に努めていただきます。

○医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（喀痰吸引、経管栄養等）を受けることが不可欠である児童等のことを指します。

○医療的ケア：学校看護師が行う医行為

項　　目	医療的ケアの内容
1　栄　養	①経管栄養（鼻腔に留置されている管からの注入、胃ろう、腸ろう、口腔ネラトン法） ②ＩＶＨ中心静脈栄養
2　呼　吸	①口腔・鼻腔内、気管切開部、経鼻咽頭エアウェイ内の吸引 ②気管切開部の衛生管理 ③ネブライザー等による薬液（気管支拡張剤等）の吸入 ④経鼻咽頭エアウェイの装着 ⑤酸素療法 ⑥人工呼吸器の使用
3　排　泄	①導尿（＊本人が自ら行う導尿を除く）
4　その他	インスリン注射、薬の注入、胃ろう部の衛生管理　等

○医療的ケアの実施

学校看護師が主治医からの指示書等に従って、医療的ケアを実施します。

児童等の障害の状況、病状、健康状態等により、一人一人対応は異なりますので、医療的ケアの実施においては、一律的に判断するのではなく、保護者、医師、学校看護師、教職員等が連携し、個々の実施内容・方法について十分に確認した上で対応します。



○特別支援学校における医療的ケアの流れ

(例：非常勤学校看護師が２名勤務の場合)

学校看護師の勤務

8:45 ～ 12:45　１日４時間勤務

12:15 ～ 15:15　１日３時間勤

8：50

登　　校	○保護者との情報交換（保護者から担任・学校看護師への引継ぎ） ・口頭及び健康チェックカード等での健康状態やケアの状況の引継ぎ

9：00 ↓

Ｈ　Ｒ（朝の会）	●健康観察（バイタルチェック） ・体温、脈拍、顔色、呼吸、血圧、表情などの確認 ・看護師・教員間の情報共有

↓

授　業（午前）	●個別の「医療的ケア」 ・手洗い・手指消毒、必要物品の準備 ・たんの吸引　　・経管栄養（水分）　　・導尿　など ・後片づけ、医療的ケア日誌等への記録

12：00 ↓

給　　食	●経管栄養 ・手洗い・手指消毒、必要物品の準備 ・経管栄養（栄養剤や水分） ・後片づけ、医療的ケア日誌等への記録

↓

引　継　ぎ	○ケア実施状況の引継ぎ（学校看護師（午前勤務）から学校看護師（午後勤務）への引継ぎ）

13：00 ↓

授　業（午後）	●個別の「医療的ケア」 ・手洗い・手指消毒、必要物品の準備 ・たんの吸引　　・経管栄養（水分）　　・導尿　など ・後片づけ、医療的ケア日誌等への記録

14：50 ↓

Ｈ　Ｒ（帰りの会）	●健康観察（バイタルチェック） ・体温、脈拍、顔色、呼吸、血圧、表情などの確認 ・健康チェックカードや連絡帳への記入

15：00 ↓

下　　校	○保護者との情報交換（担任・学校看護師から保護者への引継ぎ） ・口頭及び健康チェックカード等での健康状態やケア実施状況の引継ぎ



学校看護師に興味や関心をお持ちの方は、下記へ御連絡ください。

問い合わせ先

栃木県教育委員会事務局特別支援教育課
TEL０２８－６２３－３３８１